

諮詢序：防衛大臣

諮詢日：令和7年2月26日（令和7年（行情）諮詢第279号）

答申日：令和7年12月12日（令和7年度（行情）答申第704号）

事件名：空幕運第258号及び当該文書に関連する行政文書ファイル等につづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる3文書（以下、順に「文書1」ないし「文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年12月12日付け防官文第28215号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢序」）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）（略）

（2）（略）

（3）（略）

（4）（略）

（5）（略）

（6）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（7）（略）

第3 謝問序の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定し、令和6年12月12日付け防官文第28215号により、原処分を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 審査請求人の主張について

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(6) (略)

(7) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和7年2月26日 諒問の受理

② 同日 諒問庁から理由説明書を收受

③ 同年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定等を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件開示請求については、開示請求文言に「空幕運第258号」及び「当該文書に関連する行政文書ファイル等に綴られた他の関連文書の全て」との記載があったことから、国土交通省令で定める高さ以上の空域における飛行等について（通達）の廃止について（通達）（空幕運第258号。令和6年6月27日）及び当該文書に関連する行政文書ファイル等につづられた他の関連文書の全ての開示を求めているものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書は、航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課において保有している文書である。

ウ 本件審査請求を受け、航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課の執務室、書棚、書庫、パソコン上のファイル及び共有フォルダ等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文

書は確認できなかった。

(2) これを検討するに、当審査会において、諮問書に添付された本件対象文書（写し）を確認した結果も踏まえると、本件対象文書は本件開示請求文言を踏まえて特定したものであり、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨の上記（1）ア及びイ並びに上記第3の2（5）の諮問序の説明に不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、上記（1）ウの探索の範囲等についても、特段の問題があるものとは認められない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 中里智美、委員 木村琢磨、委員 中村真由美

別紙

1 本件請求文書

空幕運第258号、当該文書に関連する行政文書ファイル等に綴られた他の関連文書の全て。【裏面をご参照下さい（略）】

2 本件対象文書

文書1 国土交通省令で定める高さ以上の空域における飛行等について（通達）（空幕運第63号。令和3年2月18日）

文書2 国土交通省令で定める高さ以上の空域における飛行等について（通達）の廃止について（通達）（起案用紙を含む。）

文書3 国土交通省令で定める高さ以上の空域における飛行等について（通達）の廃止について（通達）（空幕運第258号。令和6年6月27日）